

条例の改正

職員の給料月額の特例減額率を2%に

（職員等の給与の特例に関する条例）

全員賛成で可決

今年4月、町財政再建の一環として、一般職の職員の給与等を減額する特例条例が公布・施行されました。

しかし、職員にとっては大幅な減額措置でもあることから、職員組合と協議を続けた結果、3%の減額措置は6月までとし、7月から来年3月までは2%とすることで合意できたので、条例の改正をしました。

この結果、人件費の年間削減額は、全会計で7039万円が見込まれます。

その他の議案

委員定数の変更や調査に要する経費など

（百条委員会委員の定数及び調査経費）

全員賛成で可決

百条委員会は活動を休止していますが、元職員が逮捕・起訴されたのち再開し、残る全容の解明を行ったうえで報告書を提出することになっています。

今回本年度の調査に掛かる経費を101万4千円以内と定め、併せて、2月末に議員1人が辞職したため、特別委員会の委員定数を11人から10人に改めました。

町長からの行政報告

元職員の公金横領に 関する監査結果報告

昨年5月26日、元職員による公金横領事件が発覚しました。町は、昨年8月18日、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に

対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定等について監査を求めています。その結果について、

昨年5月29日、報告書の提出がありました。その報告書の中で、横領した元職員本人は、平成8年頃から平成19年頃までの間、その管理に係る特定目的基金や団体生命保険事務取扱手数料、町職員の源泉所得税・町

県民税など、総額2億5714万458円を横領し、延滞税等を含めると、町に対して2億6246万5358円の損害を与えています。しかしながら、地方自治法第243条の2による賠償債務は、5年経過で時効となるため、この事件について賠償責任があるのは、本人と2人の元会計職員だけで、その

他の職員については責任が及ばないとの報告です。賠償については本人は、平成15年5月27日以降の横領について100%の責任を負い、その額は、時効にかからない被害額1億2837万5493円に、支払った日までの延滞利息を加算した額として

37万5493円です。残りの対処については、元職員が逮捕・起訴され、裁判を通じて明らかされる事実関係を踏まえ、関係職員等の法的道義的、政治的責任を明確にすると共に、法律の専門家と協議しながら、

方策を検討したいと考えています。



町長柴田 行政報告冒頭を語る

また、町長は、平成18年5月21日から平成20年3月31日までの被害額2537万4906円のうち、1割を損害賠償割合とし、253万7490円に、支払った日までの延滞利息を加算した額として

37万5493円です。残りの対処については、元職員が逮捕・起訴され、裁判を通じて明らかされる事実関係を踏まえ、関係職員等の法的道義的、政治的責任を明確にすると共に、法律の専門家と協議しながら、方策を検討したいと考えています。